

## 令和7年9月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和7年9月24日（水）午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者 教育長 村田明彦  
教育長職務代理者 奥野貞一  
委員 多田謙司  
委員 新熊和彦  
委員 原田奈緒美

・説明者 学校教育部長兼生涯学習部長 藤田晃治  
教育政策監 松村章生  
学校教育部理事 新田孝一  
学校教育課長 伊藤圭  
次世代育成課長 竹中博  
次世代育成課 笹野孝久  
青少年児童センター館長

・事務局 教育政策課長 平井有紀子  
教育政策課長補佐 尼丁香奈

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 議案第22号  
羽曳野市立青少年児童センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 日程第 4 議案第 23 号  
羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 24 号  
羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 25 号  
令和 7 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について
- 日程第 7 議案第 26 号  
令和 7 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 5 号）（教育委員会関係）（案）について
- 日程第 8 報告第 11 号  
後援名義の使用許可について
- 日程第 9 その他  
日程調整など

[ 教育長 開会の挨拶 ]

開会：午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 9月1日から中学校給食について、5校を視察しました。
- (2) 9月9日に、青少年児童センター運営協議会がありました。
- (3) 9月18日に、LICホールMのネーミングライツ命名式に参加しました。
- (4) 9月20日に、親子ふれあいグランウンドゴルフ大会に参加しました。

日程第 3 議案第 22 号

羽曳野市立青少年児童センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 青少年児童センター館長から、資料に基づき羽曳野市立青少年児童センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《青少年児童センター館長》

新旧対照表をご覧ください。

第3条第2項では、従来の貸館申請は、使用月の前の月の1日から15日まででしたが、来年度からは使用する日の1か月前の日から使用する日の当日までを可能とすることで、使用者が予約のために月初めに窓口に並ぶ必要も少なくなります。

続いて別表をご覧ください。

現在、開館時間は午前9時から午後10時までですが、来年度からは午前9時から午後9時までとし、閉館時間を1時間早めることとなります。

変更する理由としては、現在は午後9時半まで開館し、10時までの30分は委託

業者によるセンター内の施錠等を実施していますが、今後は午後 9 時開館し、その後の時間で施錠等行うこととします。

次に休館日です。

近隣市の同様の施設では、日曜日と祝日を休館日にするところが多いことから、当センターも同様に休館とするものです。

また、当センターは子どもの居場所づくりとして、一般開放や子どもすこやか広場事業を実施しており、この事業は、月曜日から土曜日までの午後 1 時から午後 5 時まで、夏休み等の長期休暇中は午前 9 時から午後 5 時までを教室や体育館、運動広場、図書室等を子どもたちの居場所づくりために無料開放しています。これらの事業は今後も継続し、現在、青少年・児童の有無を問わずにセンターを貸している日曜と祝日を休館とするものです。

日曜と祝日を利用されていた団体には、ご不便をおかけすることとなります、当センターの本来の目的である子どもたちの居場所づくりへの影響がないよう、青少年・児童のための施設を運営していきたいと思っております。

次に、施行規則第 3 条と第 4 条で所定の申請書と許可書を様式化しておりましたが、今後は柔軟かつ迅速に様式の見直しを行うことができるよう、規則への掲載は廃止します。

申請方法等につきましては、今後、ホームページで掲載する予定です。

続いて、貸館の有料化についてです。

現在、青少年・児童を問わず、無料で貸館をしておりますが、来年度からは青少年・児童に関する目的内での使用のみを、現在と同様無料とし、目的外使用である青少年・児童以外の一般の成人の施設利用者についてはセンター目的外使用料に関する要綱を制定し、使用料の徴収をするものです。

貸館時間ですが、午前 9 時から午後 9 時までを 3 時間区切りとしますが、子どもたちのための一般開放、子どもすこやか広場事業の時間である、月曜から土曜日までの午後 1 時から午後 5 時までと長期休暇中の午前 9 時から午後 5 時までは除くこととなります。

具体的な 3 時間区切りでの料金として、学習室は 1,000 円、料理教室は備品や光熱水費を含み 2,000 円、体育館と運動広場は各 1,500 円となります。

ただし、運動広場には照明設備がないため、貸館の最終時間を午後 5 時までとし、この時間区分では 1,000 円とします。

また、体育館の空調設備を利用する場合は、別途電気代として 1,000 円を徴収することとなります。

最後に、施設の使用は、原則、市内に在住又は在学若しくは在勤するものとし、市外の方の使用料は、先ほどの額の 1.5 倍、営利目的等では 10 倍の使用料を徴収することとなります、本市主催や共催事業、公益性の必要において使用す

るときには、減免を、避難所開設などの特別な理由があるときには、還付が可能となります。本来の目的以外での一般の使用者には、適正な受益者負担を求め、施設を使用する者と使用しない者の税負担の公平性を確保するために使用料を徴収し、施設の維持管理や行政サービスの提供に必要なコストの費用負担を求めるものです。

#### 《教育長》

来年度からの新たなセンターでは、開館時間の変更、休館日を設けること、有料化すること、申請方法を変更することが主な変更点となります。  
また、体育館の中は、カーテンやフロアーをきれいにし、新たに空調も設置しております。

#### 《多田委員》

こども達は日曜日に使用しそうなのですが、完全に休館するということですか。

#### 《青少年児童センター館長》

日曜日と祝日の体育館の使用率ですが、令和3年度と令和4年度はコロナの影響があったため、データはありませんが、令和5年度と令和6年度のデータでは、日曜日と祝日での使用率は約 80%で、その内、青少年と児童に関わる団体の使用率は 10%以下となっています。

のことからも、日曜日と祝日の多くは、成人の団体が使用していることから、休館しようとするものです。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第23号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

●次世代育成課長から、資料に基づき羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

### 《次世代育成課長》

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、必要な規定整備を行うためにこの条例を制定しようとするものです。

なお、当該内閣府令の影響を受ける条例が複数あることから、こども保育課で一括して条例制定を行います。

加えて、令和7年10月1日から施行する必要があるため、市長による専決処分を行い、第3回定例市議会へ報告しようとするものです。

新旧対照表の第3条関係をご覧ください。

第11条では、事業所等に置くべき保育士として、新たに創設される地域限定保育士を配置することができる旨の改正を、第13条では禁止されている虐待の行為を規定するための改正となります。

【採決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

### 日程第5

### 議案第24号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

●教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

### 《教育政策課長》

幼稚園及び保育園を再編し、古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園及び古市南幼稚園並びに下開保育園を、新たに設置する古市こども園に統合するため、この条例を制定しようとするものです。

当該条例は、改正内容が幼稚園及び保育園の廃園、こども園の新設となるため、こどもえがお部が第3回定例市議会へ議案を提出及び提案説明を実施しますが、幼稚園3園の廃園を含んでいるため、教育委員会議へ議案として提出しようとするものです。

改正内容といたしまして、令和7年度末に廃止する古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園、古市南幼稚園、下開保育園を当該条例から削除し、新たに古市こども園を追加し、施行期日は令和8年4月1日となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 6

議案第 25 号

令和 7 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和 7 年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について説明があり承認を求めました。

#### 《教育政策課長》

羽曳野市教育委員会表彰は、羽曳野市教育委員会表彰規程及び羽曳野市教育委員会表彰基準により選考をします。

資料 3 枚目の表彰基準をご覧ください。

表彰基準としまして、学校教育活動功労者、社会教育活動功労者、社会体育活動功労者、クラブ活動優良者、善行者、教育長特別の各表彰区分がございます。教育委員会事務局の各所属、学校園より推薦のありました候補者について、表彰審査会を開催し、審議した結果、令和 7 年度教育委員会表彰候補者は、33 名となっております。

資料 2 枚目の表彰候補者総括表をごらんください。

基準第 1 に基づいた、学校教育活動功労者の候補者は 10 名です。

長期（概ね 5 年）にわたり、本市立学校園に対し教育的協力、援助、支援等の貢献を継続した方々で、児童の登下校を見守り、児童の安全確保に尽力されました。

次に、基準第 3 に基づいた、クラブ活動優良者表彰の候補者は 8 名です。

中学校総合体育大会または全国中学校体育大会に出場し、クラブ活動の振興に貢献した生徒の皆さんです。

続きまして、基準第 4 に基づいた善行者表彰の候補者は 1 名になります。

文化財の保護と子どもたちの心身の穏やかな成長に寄与する事業に活用してほしいとの趣旨から寄附をされました。

最後に、基準第 5 に基づいた教育長特別表彰の候補者は 14 名になります。

各種大会やコンクール等で優秀な成績を修められた児童、生徒の皆さんです。

なお今年度は、社会教育活動功労者、社会体育活動功労者については、該当者はありませんでした。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第26号  
令和7年度羽曳野市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会  
関係）（案）について

●教育政策課長から、資料に基づき令和7年度羽曳野市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係）（案）について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

補正内容ですが、教育政策課の予算である学校のネットワーク環境を構成する機器の更新をするにあたり、障害発生時、円滑な対応を図るため、現在の予算の枠組みを、機器購入と構築業務の個別予算から一体的な予算に変更するものです。

そのため、当初計上していた備品購入費（1,492万円）を減額し、同額の債務負担の増額補正（1,492万円）をするものです。

【採決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第8 報告第11号  
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明がありました。

《教育政策課長》

教育長が、専決処分を行ったもの5件の報告になります。

1件目は、専決処分日は8月29日、団体名は「羽曳野市ゲートボール協会」、事業名は「第43回 羽曳野市協会杯ゲートボール大会」です。

2件目は、専決処分日は8月28日、団体名は「羽曳野市少年少女合唱団」、事業名は「羽曳野少年少女合唱団 第35回 定期演奏会」です。

3件目は、専決処分日は9月4日、団体名は「近畿席書会」、事業名は「第42回記念近畿席書大会」です。

4件目は、専決処分日は9月17日、団体名は「南河内地区人権教育研究協議会」、事業名は「第55回 大阪府人権教育研究南河内大会」です。

5件目は、専決処分日は9月17日、団体名は「NPO法人 南河内こどもステーション」、事業名は「第36回 こどもまつり」です。

日程第9

その他

- (1) こども保育課長から令和8年度公立幼稚園・こども園入園申込状況について報告がありました。
- (2) 教育政策監から教育改革審議会答申報告会（全5回）実施について報告がありました。

教育長から、次回の10月定例教育委員会議を10月17日（金）に予定することを通知しました。

[ 教育長　閉会の挨拶 ]

閉会：午前11時20分